**くらしの情報**

1注目情報

2暮らし

3募集

4催し・講座

5健康

6子育て支援

**1　市民憲章に込められた思いを紹介します**

問い合わせ まちづくり推進課地域自治・NPO担当　電話番号23-5069

大崎市民憲章は、平成18年11月３日に制定され、大崎市に住むすべての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。

11月は、市民憲章の制定月に当たります。あらためて、市民憲章に込められている思いを紹介します。

**■**市民憲章の配布

市民憲章の掲示を希望する個人や事業所などに、市民憲章を印刷した物（Ａ２サイズ、４２０ミリメートル×５９４ミリメートル）を配布しています。

詳しくは、まちづくり推進課まで連絡してください。

**大崎市民憲章の構成**

**前文**　恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています。

**本文**　市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、先人から引き継いだ歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

写真：大崎市民憲章

1. **第2期大崎市水道ビジョン（案）への意見を募集します**

問い合わせ 経営管理課総務・契約担当　電話番号24-1112　FAX24-1114

市では、平成23年3月に「大崎市水道ビジョン」を策定し、水道事業に関する施策を行ってきました。

　今年度で計画期間が終了となることから、「第2期大崎市水道ビジョン」の策定を行います。

　計画（案）に対する皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

❶市ウェブサイトでの閲覧

❷窓口での閲覧

・市政情報センター（市役所　東庁舎1階市政情報課内）

・市政情報コーナー（各総合　支所地域振興課内）

・上下水道部１階閲覧所

■対象

　市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間

11月2日㈫から11月22日㈪

■意見の提出方法

　計画（案）に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号など）を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Ｅメールのいずれかで提出願います。

※匿名、電話の意見には応じられません。

❶持参の場合

月～金曜日8時30分から17時15分まで（祝日を除く）

経営管理課または各総合支所地域振興課に持参

❷郵送の場合

〒989─6223

大崎市古川字上古川117番地

経営管理課に郵送（11月22日㈪消印有効）

❸ファクスの場合

経営管理課（FAX1114）に送信

❹Ｅメールの場合

件名を「第2期大崎市水道ビジョンへの意見」とし、経営管理課（w-kanri@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**1令和4年度からの奨学生を募集します**

問い合わせ 学校教育課学事担当　電話番号72-5033

令和4年４月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が、大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、期間内に再度応募してください。

**大崎市奨学資金とは**

　有用な人材を育成するため、高校・大学への進学意欲と能力のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額

高校生　１万5千円

大学生・短期大学生・専門学校生など　３万円

■貸与期間

　正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法

　年２回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象

　次のすべてを満たす人

❶保護者が市内に居住する人

❷経済的理由で修学困難な人

❸第１学年から応募時点までの５段階評定の平均値が３・０以上の人

※平均値が３・０未満の場合は、学校長の所見が必要です。

❹2人の連帯保証人がいる人（1人は保護者、もう1人は生計を別にする返済資力のある人）

■償還方法

　卒業した翌年から７年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。

※利子はありません。

**大崎市奨学資金の申請方法**

　申請書などは、学校教育課および教育委員会古川支局・各支所、市内の中学校、大崎管内14高等学校で配布します。

■募集人員

高校生　10人程度

大学生・短期大学生・専門学校生など　20人程度

■募集期間

　11月1日㈪～12月10日㈮

■奨学生の採用決定

　大崎市奨学資金貸与事業運営委員会で令和4年2月に審査・選考を行い、内定者を決定します。選考結果は全応募者へ通知します。

　内定した人は、令和4年4月に誓約書と在学証明書を提出してください。その後、正式な貸与決定となります。

**大崎市奨学資金貸与事業への寄付を受け付けています**

　経済的理由で修学困難な学生に奨学資金を貸与するため、皆さんからの寄付を募集しています。

　寄付は、2千円以上の場合に税制上の優遇措置（所得税や住民税などの控除）を受けることができます。詳しくは、学校教育課まで問い合わせください。

**1　給与支払報告書の作成は、早めに準備をしてください**

問い合わせ税務課市民税担当　電話番号23-2148

**給与支払報告書の作成・提出**

　給与の支払いを行う法人または個人は、令和3年中に従業員（アルバイト・パートを含む）に支払った給料・賃金・賞与などを基に、給与支払報告書を作成し、提出してください。

　期限内に提出がないと、市民税・県民税の課税を年度当初で行えず、従業員が１回当たりに支払う納付金額が増える可能性があります。早期提出に協力願います。

　また、提出の際には、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、法人番号と従業員の個人番号の記載が必要です。全ての項目を正しく記入するよう、注意してください。

**■**提出期限

　令和4年1月31日㈪

**■**提出先

　令和4年１月１日現在における従業員の住所地の市町村

※郵送の場合は、郵送する市町村の担当部署を確認し、提出期限まで到着するよう

に郵送してください。

**による提出の推奨**

　インターネットを利用した地方税ポータルシステム（eLTAX）には、申告書の入力・計算誤りを防ぐチェック機能や、一度で複数の地方公共団体に提出できる機能などがあります。

　さらに、個人事業主や代理人が提出する際に必要な、本人確認書類が不要です。ぜひ利用してください。

　詳細は、地方税ポータルシステムのウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）で確認してください。

**市県民税課税通知書の送付**

■特別徴収（月々の給与から　天引き）

　令和4年５月13日㈮に事業所へ発送する予定です。

■普通徴収（直接個人で納付）　令和4年６月15日㈬に本人に発送する予定です。